



## 質問

期限の定めのない管理委託契約を締結することは、問題がありますか。



## 回答

重要事項説明書および契約成立時の書面のいずれにおいても、「契約期間に関する事項」を法定の記載事項としています。ただし、期限の定めがなくてはならないというような規定はないことから、期限を定めないこと自体は法令に抵触するものではなく、その旨明記すればマンション管理適正化法違反とは言えません。

しかしながら、マンション標準管理委託契約書の改定においては、自動更新条項を設けていないことから、原則として管理委託契約の期間は有期にすべきであるという意図は込められていると解されます。特別な事情がない限り、有期の管理委託契約とすることが望まれます。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。